

平成24年第1回東大和市議会建設環境委員会記録

平成24年3月14日（水曜日）

出席委員（7名）

委員長	二宮由子君	副委員長	押本修君
委員	森田真一君	委員	関野杜成君
委員	根岸聡彦君	委員	尾崎信夫君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（10名）

2番	西川洋一君	3番	尾崎利一君
6番	和地仁美君	9番	中村庄一郎君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	新井利恵君

出席説明員（4名）

建設環境部長	並木俊則君	建設環境部参事	乙幡修爾君
都市計画課長	内藤峰雄君	土木課長	木村哲夫君

会議に付した案件

- (1) 第31号議案 市道路線の一部廃止について
- (2) 第32号議案 市道路線の廃止について
- (3) 第33号議案 市道路線の廃止について
- (4) 24第1号陳情 東大和メモリアル墓地建設中止を求める陳情
- (5) 24第4号陳情 「(仮称) 東大和市桜が丘4丁目計画」について近隣住民の住環境に配慮ある開発を求める陳情

(6) 24第7号陳情 東大和市桜が丘四丁目地域住民の安全と環境の最優先を求める陳情

午後 1時30分 開議

○委員長（二宮由子君） ただいまから平成24年第1回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（二宮由子君） 初めに、第31号議案 市道路線の一部廃止について、第32号議案 市道路線の廃止について、第33号議案 市道路線の廃止について、以上3議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

以上3議案の審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより現地視察を行います。

〔 現地視察 〕

○委員長（二宮由子君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

3議案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第31号議案 市道路線の一部廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決めます。

○委員長（二宮由子君） 採決いたします。

第32号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決めます。

○委員長（二宮由子君） 採決いたします。

第33号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決めます。

○委員長（二宮由子君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時51分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（二宮由子君） 次に、24第1号陳情 東大和メモリアル墓地建設中止を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、朗読させていただきます。

24第1号陳情 東大和メモリアル墓地建設中止を求める陳情

○委員長（二宮由子君） 朗読が終わりました。

審査に当たりまして、建設環境部から提出された墓地等の経営に関する条例及び施行規則を事前にお配りいたしました。

それでは、質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） 先ほども現地を見てきまして、それ以前にも場所に関しては確認をしました。道幅が非常に狭くて、なかなか1,500の区画の墓地を建設するにはどうかという、どうかというのは余りよろしくないのではないかなというふうに私は判断をしております。

その中で、いろいろ陳情の理由についても精査をいたしまして、計画自体には、私自身は反対の方向でいいのかなと思っておるんですが、この陳情の内容を見ますと、「本計画に反対の決議をしていただき」に關しましては問題ないのですが、次の「許可申請の受理をされないよう陳情いたします」というふうになっています。現時点では、東京都の管轄でありますし、4月1日からは東大和市になることですので、これ、通常このまま文章をそのまま読むと、適法な許可申請を受理しないようにというのは、議会の権限の外にあるのかなというふうに判断をしますので、このあたりをちょっとどういうふうに議論の中で、住民の意向をくみながらしていったらいいのかなというのは、ちょっと議論が残るというふうに思っております。

○委員長（二宮由子君） それは意見でよろしいでしょうか。

○委員（床鍋義博君） そうですね。

○委員長（二宮由子君） それでは、床鍋委員の意見ということでよろしいですか。

○委員（床鍋義博君） はい。

○委員長（二宮由子君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（森田真一君） まず、芋窪緑地ということで、あそこは緑地の計画に以前なっていたんではないかというふうに聞いているんですけども、今現在はそうでないように伺っております。これが、外れた経過というのがもしわかれば教えていただきたいというふうに思います。これがまず1点です。

それから2点目ですが、きょうの現地を見た限りでも、この多摩湖通りから青梅街道までにかけて多くの住民の方が、環境に対する不安、とりわけ里山の環境が乱れる可能性があるのではないかと、また交通の渋滞等を心配されるような看板、大分出てたんですけども、私も、実はきのう現地、見て回りまして、この道路

の幅を実測で、確認をしてみました。その中では、この多摩湖通り入り口のところでは4.2メートル、縁石から縁石までですけど、4.2メートルの幅がありますし、青梅街道のところと言うと、入り口、5.2メートルとれるということで、ここ、入り口のところからは普通に車、入ってこれるんだろうなと思うんですが、予定地のところまで行きますと、道幅が最も狭いところで、3.5メートルまで、ちょうどこの予定の計画図で言うと、この墓地の入り口の、駐車場の入り口のところに当たるんですけども、そういうような状況の中で、ここが、現実建設をしたときに、住民の方が心配されてるような状態になるのかならないのかということをするのほうでは、何か把握をされているのかどうかということもお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 計画されている墓地の緑地指定についてでございますが、この区域につきましては、立川都市計画緑地第10号東大和芋窪緑地といたしまして、平成3年2月28日に都市計画決定されている区域内でございます。

それから、道路幅員についてでございますが、先ほど森田委員から御案内のあった内容というのが現況の幅員だと思います。今後、開発されていくときにどうなるかといったようなことも含めてだと思いますが、もし墓地を開発する、建設するとなれば、開発される区域の面する部分については、後退を求めていくとか、そういう方法はあるとは思いますが、ただ、それ以外のところ、区域に含まれないところについて協力を求めることは難しいのではないかとこのように感じております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（尾崎信夫君） まず、市としては東大和市墓地条例を制定しているわけでありまして、24年4月1日以降が東大和市のあれになりますけれども、この条例を制定した、条例を提案した側として、今回のこの墓地の問題についてどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとその点をお尋ねします。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） この墓地条例を4月1日から施行するに当たりましては、やはり国のほうから、地域主権、そういった観点から、この墓地埋葬法、その法律の適用の範囲の中での都知事の許可が市町村長の許可におりてくると、そういった内容で私どもは、昨年来この墓地等の経営の許可等に関する条例を市議会のほうに御提案させていただいたわけでございますけれども、状況的には、我々は、あくまでこの地域主権に関する問題という定義をとらえまして、この条例を制定したというところでございますが、状況的には今回の計画をありきという形で認識してはございませんので、あくまで一般論としての考え方を東京都と協議しながら条例制定に至ったという状況でございます。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） それで、そもそも東京都は、墓地に対する許可権限を東京都は3月31日まで持っているということですね。それが4月1日以降になったらどういう状況になるのか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 事前協議の段階が済みまして、申請以降に関しましては、4月1日以降という形になれば、当然私ども、東大和市条例に適用した内容の中での申請と扱いになりますので、私どもが受け付けるという形にはなろうかと思います。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） あと、そもそも今現在は都条例に基づいているわけですが、当然この墓地条例は、都の条例と市の条例としては大きく違う部分があるわけですが、緑地の問題、駐車場の問題があるわけですが、これも、既にこの墓地については、申請を東京都が、受理しているんですか、してないんですか。また、それらについ

ても、その手続に沿って動いているのかどうか、これについてお伺いします。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほども申しましたとおり、事前の協議という内容でのお話で、正式な申請という形ではございません。そういった観点からは、東京都のほうは、今住民の方々の意見も付した内容の中で今後指導していくというような内容で聞いてございますので、私どものほうも、そういった内容もしんしゃくしながら、4月1日以降私どもの条例との先ほどお話ございましたとおり、緑地駐車場の規模等は私どものほうが東京都条例よりも上乘せしてございます。そういった観点も含めまして、引き継ぐ際には東京都と協議していきたいと、かようには存じてございます。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 東京都と協議するんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私ども、当然引き継ぎます。そういった段階の中では、住民の方々からどんな意見が出たか、そういったものもすべて私どもが引き継いだ中で、許可申請に当たりましての当然判断基準になるかと存じますので、そういった観点を東京都と協議して引き継ぎに当たりたいという考え方でございます。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） この墓地をつくる人との協議ではないんだ、それはどうなんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） あくまで条例が、新たに私どものほうとの関係からのお話と同時に、当然今の現況の中でどういった申請が行われているか、そういったものも含めて、我々のほうは引き継ぐという内容になってございます。そういった観点からは、問題点も精査しながら、私ども、今回それを引き継ぐに際しては、現況の、今の芋窪のこの造成計画も踏まえまして、当然、東京都のお考えも含めまして、私どもは協議しながらやっていきたいというふうには考えてございます。

○委員（尾崎信夫君） 条例は東大和市の条例ですよ。条例は、あくまでも市が考え方をあらわすんであって、東京都から引き継ぐのは引き継ぎますよ。その後、これ、東京都でやるわけではないでしょう。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 条例の中にもございますとおり、やはりみなしという規定がございます。そういった観点からは、やはり4月1日以前にこういった事前協議があったものについては、みなし規定に対応した中で我々は引き継いでいかなきゃいけない部分もあるというところでの話です。

以上です。（尾崎信夫委員「どこにあるの」と呼ぶ）施行規則の内容の中でございます。附則でうたってございます。

内容的には、墓地を経営する方については、条例附則の12条から13条の規定については、変更の許可を踏まえて、やはり先ほどの5%はおおむね2%、20%は15%という東京都基準、そういったものをうまく勘案するといった内容で進めると同時に、今の話も踏まえまして、やはり私どもは、現条例が、先ほど上乘せという話させてございました。そういった観点からは、事前協議の段階も東大和市の規定に対応して協議していきたいというところを要求しているというところでございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（尾崎信夫君） それから、平成3年2月23日に緑地指定したんですね、市は。市がしたんですか、これ、東京都。都市計画決定されたんですか、それが、じゃまだそのまま生きてるということですか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 都市計画決定を東京都告示です。この当時の緑地の規模11.9ヘクタールという規模は都決定の案件になっておりましたので、東京都が告示しております。それで、指定はそのまま都市計画

の緑地に位置づいてるということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） これ、11.9ヘクタールの範囲内に入ってるということですか。そうしますと、都市計画決定、東京都の決定であっても、市としての街づくり条例との考え方としてはどういうふうになるんですかね。また、この墓地経営許可の範囲に、その点については、東京都はしんしゃくしないんですかね。今現在、東京都の保健所にこの業者から申請書が出されて、受け付けてるんですか、東京都は。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 現在は事前の協議という内容で聞いております。

○委員（尾崎信夫君） そうしますと、その中で、じゃこの緑地指定について、東京都はどういう、保健所はどう考えてるんですかね、それとの整合性。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 保健所がどういう見解を持てるかというところまでは、市では確認してございませんが、都市計画施設、計画決定されている道路や公園、緑地といった中で、開発行為を行うとする場合、許可がおりる範囲であれば、建設等は可能でございます。そういったものに基づいて申請が出されているということであれば、それはそれとして進んでいくということになります。計画決定の段階では、都市計画法の規定で、建築物の建築も可能でございますし、開発行為もできるものになっております。そういったことで、このような計画も出てきても、事業認可をとって、今後も事業をしていくということが示されているところであれば、それは可能とはなりません、計画決定段階では土地利用は可能だということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） あと、この東京都がどこまで今審議されてるかというのは、全然こちらではわからないんですかね。やはりこれは、当然もう既に4月1日から施行されることはわかってるわけですから、市は積極的にその情報を共有していかなければいけないんじゃないかと思うんですけどね、先ほどの附則にあるこれを、これとの整合性をどうしていくのか、条例との。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 当初、この条例制定のときにです、3月の末には引き継ぐというお話を東京都のほうから聞いてございましたけど、この墓地造成計画等の内容に関しましては、別の日に、早い機会に説明をしていただきたいということで、来週あたりには保健所のほうから説明を求めたいというふうな考え方がございます。そういった観点から、私どもは、この内容がどういったいまだ状況にあるか、そういったところは、早々にも情報をいただいて、お示しできる場所はお示ししたいと考えてございます。

○委員（尾崎信夫君） これはもうとうに情報を得てなきやいけないんじゃないでしょうか。4月1日になって東京都から引き継いで、そこからさまざまやるんですかね。またもう一方、30日前までに住民は、意見書を出せるようになってますよね。その意見書が、例えばこの条例に基づいてさまざまな問題が生じたときに、その場合には東京都に任せておくんですか、市は何もしない、そういうことになるんですかね。東京都がよしとすれば、それを黙ってのむということしかないんですかね。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 当然、意見書に対しての協議の指導というものが東京都から出されましたその内容に関しましては、4月に入りまして私どもがそういった内容も引き継いだ中で、事業主等とも調整していきななきやいけない問題と、かようには考えてございますけど、今現在そのような事前の意見書の提出がどのような状況にあるか、そこまでは把握してございません。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） それと、住民説明が、2回ですか、行われましたけれども、この住民説明のお知らせの

中には4月21日から着工となっているわけですが、着工予定日、これは、そうしますと今の状況でいけば、この日から着工が始まるということですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 計画説明の中での申請の日、それが4月20日というふうに聞いてございます。そういった観点から、90日前に標識設置、また60日前に説明会、それと30日前に意見書の提出といった状況の中で、その申請をした次の日が着手予定という考え方で、計画書が出されたというふうには私どもも理解しております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） そうすると、東京都から引き継ぎをして、もうそのまま工事が4月21日から始まるということなんですか、これは。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどお話ししましたとおり、その意見書、そういったものの申請者に対する指導、そういった観点から相手方がどのような協議に応じるか、そういった観点も当然必要な部分という形になるかと思っておりますので、そういった点も踏まえまして、東京都がその協議をどのような形で行ったというところを指導していく中で、私どもも、その日に限定しなくても、当然そういった状況の中では、それが、意見の指導に相手方がどう反応するかという観点からも、この時期的な問題も含めて、当然そういったその日が、着手はあくまで予定という内容での判断というふうには考えてございます。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 要するに、住民が納得してなくても、工事は進んでしまうということですか。それを黙って住民は見てなきやいけないんですか。市は、何もこの申請者に対して話を聞くという機会はないんですかね。聞いて、なおかつ市の条例は都の条例より違うわけです。だから、住民の説明会だってもっとやらわなきやいけないわけですよ。街づくり条例の趣旨だってそうでしょう。そもそも地域住民に対して、しっかり工事業者、市と市民が一緒になって、この何かをするに当たってはやらなければならないというのが街づくり条例なわけですから、その精神から基づいていけば、きっちり地域住民とやっぱり理解を得られることをし続けて、それをやり続けることを市は積極的にやらなければいけないんだけど、それは何でその今回のことできないということですか、やらないということですか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） ただいま尾崎委員から街づくり条例に関することで触れられておりましたので、そのことで少し説明をさせていただきます。

現在は、まだ市の墓地の関係の条例には該当しません。ただ、街づくり条例の開発事業には該当しますので、その辺のことで該当する部分での動きというのは市のほうでも行っております。その一番最初の動きといたしまして、こちらは5,000平方メートル以上の敷地における開発事業に当たるということで、大規模土地取引行為の届けが出ております。

この届けに関しましては、公表する内容ではございませんが、時を同じくして、東京都の墓地条例に基づく周知といたしまして、周辺に標識が設置されておりますので、その内容というのはおのずとわかるということで、土地取引行為で出てきたものは、約3カ月後に宗教法人未来に土地を、墓地の造成を目的として譲渡しますよという内容です。それに対して市からは助言を行っております。

助言の内容等について簡単に申し上げますけれども、当然このところは都市計画緑地に決定されているところでありますので、緑地としての保全を市としては望んでいるということを伝えております。また、都市マスタープランの地域別のまちづくりの方針といたしましても、緑地保全ということが主なものになっておりま

すので、それも尊重していただきたいということを伝えております。

それから、今後のことですね。もしこのまま墓地の計画で進むということになった場合、近隣住民、それは武蔵村山市とも境界を境にしておりますので、武蔵村山市の市民を含んだ近隣住民と、十分に協議を行ってほしいということを伝えました。また、1,500区画ありきの事業実施とせず、十分な緑地の配置や駐車場を十分にとって、近隣住宅地への影響を抑えることということを伝えております。また、今年4月からは墓地条例が市のほうで新しく施行されますので、都の条例の基準、なおかつ市の条例で定める基準、両方に適合するような形で協議をしてもらいたいということを伝えております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 市としては、この場所が芋窪緑地指定となっておりますけども、市としての考え方はどう思っているんですかね、市長としては、市長は、この問題について、この場所について、いや、市長として。

○建設環境部長（並木俊則君） 都市計画上、ここの部分につきましては、今、尾崎委員がおっしゃるように、東大和芋窪緑地ということで東京都が告示しました緑地の部分でございます。今、都市計画課長のほうで御説明しましたが、現時点、3月31日まで市のほうで助言等できるのは、先ほどからお話ありますように、街づくり条例に基づいて、その大規模土地取引という範疇の中で、先ほど御説明した何点かの部分については、事業者のほうに助言をしたということでございます。その部分につきましては、私どもの都市マスタープラン、まちづくりの考え、いろいろなものを含めた中での助言でございまして、今回陳情のほうにいろいろな項目がございますが、そういったものの部類に類するものもございます。

市といたしましては、現行、3月中にできることは法令にのっとりた中で行っております。4月1日以降、東京都のほうから事務移譲がございますが、その中では、先ほどから申し上げまして、どのような引き継ぎが全体事務で行われて、この芋窪の墓地の関係でどのようなものが引き継ぎされるかというのは、現時点では東京都のほうからは御説明はございません。そういった状況の中で、現時点、申し上げますのは、私どもとしては現法令にのっとりた中で街づくり条例に基づく大規模土地取引の範疇での助言をしたということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） それと、この墓地条例だけではなくて、開発行為にかかわる問題ですよ、6,800ですからね。そうすると、開発行為の問題というのはどうなってくるのか。要するに、手続からいってどういうふうな流れになっていくのか。要は、街づくり条例の大規模開発の問題も当然この街づくり条例では開発行為の対象になるわけですから、市としてのちゃんと意見が言えるはずですので、今現在でもですよ、街づくり条例があるわけですから、その中で東京都に対してその中身を聞けないんですか、聞けると私は思うんですけど、またそのことについては言えるはずだと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 開発行為といった中でちょっと切り分けなくてはいけない問題がございます。

一つには、都市計画法の第29条に当たる開発行為と、あと現在のその街づくり条例に基づく開発事業といったこととなりますが、一つには都市計画法の29条の開発に当たるかどうかとなりますが、1点、都市計画法の規定で申し上げますと、開発行為と申しますのは、「建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」を都市計画法では開発行為といいまして、その規模等を定めております。その中で、この特定工作物という中には一種と二種という種類がございまして、墓園に当たるものは第二種の特定工作物という位置づけがございます。これにつきまして、開発に当たる規模と申しますのが、規模が1ヘク

タール以上のものに当たりますので、墓園の設置については、都市計画法の開発に該当するのは、その規模が1万平方メートルを超えたものということになります。これが都市計画法の開発行為に当たるものです。こちらのほうは、東京都の開発許可を受けなければ設置ができないこととなります。

もう一つは、現在の市の街づくり条例に基づく開発事業でございますが、こちらのほうにつきましては、この規模であれば開発事業に当たるということで、当然いろいろな手続をしていただくということになります。しかし4月1日、新しい墓地の条例、市の条例が施行された後につきましては、墓地の条例のほうで設置の基準等を定めておりますので、街づくり条例の開発事業から外れることになっております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（森田真一君） 先ほどの質問とも関連してくるんですけども、内藤課長の御説明ですと、ちょっと具体的に言いますけれども、この用地のところの入り口部分に当たる一番道幅が狭くなってるところは、要するに敷地のところに、内側に入ってくるように、向こうで広げてもらわないと困る、困るというかできないなということを先ほどおっしゃったものと理解したんですけども、きょうも見てきたところでは、丘陵の尾根になってるわけですよ、ここは。今も擁壁ありますけど、これ、削ってもっとセットバックしてというふうになるわけですよ。

それで東大和市では、東大和市狭あい道路整備規程というのが平成2年改正でありますよね。この規程がふだんどれぐらい使われているのかよくわかりませんが、これは、4メートル未満の狭い道路をそれ以上に広げるということを逐次、市がやっていくという規定なんですけれども、これだけの開発をやって、繰り返しますけれども、墓参に来られる方が、車でそれこそ1時間数十台とか、そういう単位でお彼岸とかのときに来られると。それに対して、ある程度、道をちゃんとおおきなきやいけないというときに、この道に隣接してる敷地のごく一部は、この開発をされる方が持ってるわけですけども、それ以外のところですよ。この位置で言うと、中藤5丁目の67角ぐらいのところですか——のところからは、武蔵村山市の敷地、土地になりますし、こういったところで、だれがここの道のところに責任を持って、その整備をしていくのかということもちょっと気になりました。少なくともこの用地を持っている方が、その部分を広げるのは、自分の資力でできるのかもしれませんが、それにしてもこの宗教法人というのは非営利の組織でありますし、それだけの整備できるような資力をどうやって担保できるのか。もしかしたらたまたま寄進があったりとかいろんなことであるのかもしれないけども、それが実際のところどういう資力を持っているのかとかいう、その事業主体の中身がどうなっているのかということもわからないと、住民の方は、じゃどういう整備をすれば、お互いに合意ができるような条件がつけれるのだろうかとか、判断材料がないと思うんですね。私どもも、当然判断材料、今の時点では持てないわけですし、そこら辺のところ、環境アセスメントみたいなことになるのかもしれませんが、そういったこと、その事業主体であれその土地であれ、そういったこともこの場合だと必要なんじゃないかというふうに見受けられたんですが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 今回の道路の拡幅等の部類については、私ども、現時点では、3月31日までは東京都の事務範疇ということで先ほども申し上げましたが、4月1日以降、事務が移譲されて、直接、事業者等と協議あるいはいろいろな話ができるというふうに考えてございます。現時点では、東京都の事務ということでございますので、直接私どもが、この墓地の計画に関して事業者と接触を持てるという部分はございません。そういう中で、4月1日以降、先ほども申し上げましたが、道路の部分について各ルールに基づいて要

望すべきところは当然のごとくお話しさせていただきますし、また行政境ということもございますので、私も単独ではなく、武蔵村山市のほうとの調整も必要でありますでしょうし、いろんなところの発生が想定をされるという中で、現時点、はっきり申し上げまして、この墓地の事務について市のほうでやってる部分ではございませんので、それで先ほど参事のほうからも話したのは、どのような引き継ぎがされるのかというのなかなかわかりません。そういった中で、東京都ともすぐに4月1日から市ですよということではなく、東京都のほうからも御指導をいろいろ仰ぎたいと。内容については、各条例に沿ったものに当然のごとく合致させたいという当然の考えを持っております。そういった中、今ははっきり申し上げられないというのはそういう部分でございまして、4月1日以降、市の事務になった場合には、いろいろなものに合わせていかなければいけないというのは当然考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 武蔵村山市と隣接している部分もございしますが、4月1日以降、市のほうにおいてくるというようなお話をされておりましたけれども、やはりその都からの引き継ぎ等々に関して、どういったものが引き継ぎ内容として想定されているのか、そういうものを事前に検討されているのかどうか。また、武蔵村山市とのいわゆる協力体制といえますか、情報収集に関する意見交換ですとか、そういったものはされているんでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 市境というようなところで、武蔵村山市さんのほうも大変大きな関心を寄せてるという内容では聞いてございます。そういった観点から、私ども、先ほどから申しましてとおおり、この事前の協議の内容の中で東京都さんに、近隣住民の方々かどのような御意見を付して、それをどのような形で事業主側に指導していくか、そういった観点も踏まえまして、いろいろな当然意見がありますでしょうから、そういったものも我々は引き継いでいった中で、東京都のほうの調整とともに、武蔵村山市さんの情報提供というような内容でも図っていききたいと、かようには存じております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） あと、先ほどから東京都、東京都、事前に市が何もかわらずに、あの要するに芋窪緑地ですよ。いきなり1,500区画という大きなお墓ができた、仮に条件を整えればできちゃうわけですよ。これ、要するに、あんだけ近距離の、またあの傾斜地ですよ。当然、宅地、造成してということになるんでしょうけれども、1,500区画もお墓ができて、これは、市内のお墓、お寺だってせいぜい檀家は500前後のところが多いわけですよ。それが、1,500の檀家を抱えるような大きなお寺であるのかないのかという問題、それからお墓というものは終わりの住みかです。亡くなった後の、人が生きて、その終わりの終末、その家とも言えるお墓が安定的にされていかなければならないわけですよ。今の段階では、たった2回の説明で、それも弁護士さんが説明するだけで、その状況がわかるかといったら、これ、わからないですよ。市は、東京都だから東京都だからといって、4月1日から、じゃ市に移ったらどうするかと思ったら、東京都と協議するんじゃ、何のそのお墓に対する意見具申もできない。何もお寺に対して、またそれを管理する人たちに対して、指導もできないという話では、これは非常に甚だおかしうありませんか。これについてどう市の担当、また市長自身もどう考えているのかね。これだけの大きな問題なわけですから、これはやはりちゃんと、正直言ってこのまま行けば、議会は、次は6月議会になっちゃうわけですから、何の議論もできないまま進んじゃうわけですよ。おかしうないですか、こういうことって。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 今お話の出たとおり、墓地というのは永代的な利用が根本です。そういった

内容の中では、やはりその宗教法人自体は今後も永続してこの墓地を経営していかれるだけの資質、そういったものも当然考慮した中での許可という考え方もございます。という点では、私どもも、東京都条例も含めまして、そういった財政的なものの思慮、そういったものもしんしゃくしながら、申請に当たってはそういったものも考慮していくというような考え方もございますので、私どもも当然東京都云々という話じゃございませんので、私どものほうとして、そういった観点からも許可の際には、当然しんしゃくしなくちゃいけない問題というふうには考えてございます。

○委員（森田真一君） また道路の話になってしまって申しわけないんですが、東京都との引き継ぎの関係で指導も仰ぎながらというようなお話をいただいたんですけども、今持っている都の条例で言いますと、隣接する道路の幅に関しての規定ってありましたっけ。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 現況の東京都条例の中には、道路幅員というところは明示されてないというふうには考えてございます。

○委員（森田真一君） 私も、そういうように前回のこと、条例、決めるときに理解したところだったんですけども、東大和市の条例においてもこの東京都の条例をほぼ引き写して、若干設備等については十分いろいろなケース、検討して、より環境に負荷がかからないように配慮してましたけど、道路については、実は定めなかったんですよね。私は、この権限移譲されたこの条例を各地でつくるときに、ほかの市町村ではどういうふうにしてるのかなというのを一応調べてみたんです。そうしますと、杉並区なんかでは、6メートルの道幅のところまで取りつけ道路をつけないとつくれませんよと、こういうふうなこともしてるんですよね。ということが東大和市にそのままそっくりそれを写せばいいと私は思わなかったのも、そのときにはその意見はあえて言いませんでしたけれども、今、東京都の、今まで持ってる基準で考えていく中で指導してもらおうというようなことでいきますと、この狭い道でも条例に沿ってればいいんだというふうに思う。人にもよるかもしれませんが、御担当によるかもしれないけども、そういう可能性だってあり得るわけですよ。でも、今まさしく地元で起こってる実態というのは、そのことはとても大きい問題だということがあるわけですから、一概に東京都の今までのルールで判断をされてもらっては、やっぱり住民の方の不安というのは解消されないんじゃないかというふうに考えられます。

○委員（関野杜成君） るるいろいろ今、委員のほうから質問がありましたけれど、状況を、いろいろお話を聞くと、周辺住民のほうに余り説明会がされてなくて、なおかつ納得のいった答えが出てないのかなというふうに正直感じました。

ちょっと1点聞きたいんですけども、この陳情趣旨のところの「以下の理由をご理解いただき、東大和市議会において本計画に反対の決議をしていただき許可申請の受理をされないよう陳情いたします」という、これ、陳情趣旨の文言があるんですが、例えばこれはちょっと質問なんですけれど、ここで採択というふうになった場合、「許可申請の受理をされないよう陳情いたします」というところに係る内容というのはどうなるのか。何を聞きたいかというのと、採択したら許可申請の受理をしないというような話に変わってくるのかどうなのか。なぜ聞くかというのと、先ほどから出ているように4月1日から東大和市に移管されるというような話で、現状では東京都のほうの判断だというような話でしたので、ちょっとその部分をお聞きしたいなと思うんですが、答えられますか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私ども、当然法令等の観点から、この計画自体が適法であったという形においての申請に関して受理をできないといったところは、非常に難しい問題というふうに考えてございますので、

そういった観点からは、内容的なものを精査した中で、法令等に準拠していたものを受理せざるを得ない部分というのはあろうかというふうには考えてございます。

○委員（関野杜成君） わかりました。あと、先ほど尾崎委員のほうからもお話出てましたが、東京都から引き継ぎを行うというようなことですが、ちょっと資料を調べさせていただいて、厚生労働省生活衛生局長から出ているお言葉なんですけど、やはりこの墓地とか宗教法人を使って、利益を得ようというふうにいる民間がいたり、または先ほどもお話が出ましたけれど、つくったけど運営ができなくなるとか、そういった部分が出てくる場合があります。そういう意味では、多分あそこ土地をどのように購入したのかというところから市としても調べていかなければ、今後そういった問題が起きてくるのかなと思うんですけど、現状あそこが、この未来というところが一括してお金を支払ったのか、それともお金をどこかの銀行から借りて、あそこを買ったのか。それによって大分根拠がついていたりとか、いろんな諸問題が出てきたりするんですけども、そこら辺、どういう情報もまだ市のほうでは把握してないでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 大変申しわけございません。まだそういった情報も入ってございません。やはり法人がその土地を所有するといった内容での条例の規定もございますので、そういった観点も踏まえまして、財務諸表等の確認が必要になるというふうには思っております。

以上です。

○委員（関野杜成君） 本来であれば、きょう委員会が開催されますから、そこら辺のものというのは立川市へ行ってくれば出てくるのかなというところでもあります。結局その土地が、だれが所有して、どういったものが出てくるのかというのは、皆さん、自分の名前を書いて提出すれば見れるものですから、本来であればそういったこととしてほしいなと思っただけなんですけど、それが市長の考え方なのかというふうにはちょっと見てしまうのが、いいのかどうかという部分があるんですけど、再度そういうものを踏まえて、なぜそこら辺をちょっと調べなかったのか。調べられなかったというようなお話を伺いましたが、調べられるものもあったと思うんですけど、市長からそういう話は出てなかったんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どもが、今現在資料的には住民の方々が説明会でお取り寄せいただいたような状況と同程度のものしかないという判断はございます。とって、その内容以降についての話につきましては、いろいろなまた法令等の関係もございます。また、内容的には当然東京都としてもまだ開示できない部分というところもございまして、私どもは、先ほどお話ししましたとおり東京都に来ていただいて、そういった点も踏まえまして、お話を聞いた中で、できるもの、できないもの、そういったものを速やかに御提示していただけるように、調整をしていきたいというふうには考えてございます。

○委員（尾崎信夫君） それから、墓地の許可は、厚労省というか国の条例では、第10条に許可権は今現在東京都、4月1日からは市に移管されるわけです。市は、その厚労省から経営管理指針が出されておりますけども、それに基づいて、じゃどういう形で、この墓地経営者、未来に対して、また管理をどうやっていくのか、これらの審査はどうやってやるのでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 4月1日以降に関しましては、当然、市と事業主との調整という形が必然的な話になるかとございます。そういった観点から、申請を受理するに際しては、内容的な精査、そういったものも含めまして、これこれこういう財務諸表も含めた経営状態、そして永代的に墓地を営業できるだけの資力、そういった観点もしんしゃくしながら、この問題に対応していくというのが先ほどの4月1日以降のお話という形になるかと思っておりますので、そういった観点から、今の事前協議の内容の中にも少なくともある程度

の情報は東京都からいただきたいというふうには考えているというところでございます。

○委員（尾崎信夫君） それから、あくまでも4月1日以降、市が許可しなければ工事に着手できない、または墓がつかれない、こういう認識でいいんでしょうか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 淡々とその申請を受け付けたとしても、やはり許可行為が当然必要になってございます。そういった観点から、許可なしに例えば募集をかけたりとか、そういったものが当然できないという考え方は当然でございます。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 募集じゃなくて工事に着手できるかどうか聞いています。要するに問題は、どういう形で市は、今何にも情報ないわけですよ、乙幡参事。ないですよ。（乙幡修爾建設環境部参事「ないです」と呼ぶ）じゃ、4月1日からたった20日間で審査できるんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 先ほどその事前協議のお話、させていただきました。その事前協議の過程においては、東京都がやってる部分もございます。そういった点を加味しながら私どもの考え方とすり合わせた中で、許可申請の受理から許可まで至る間の協議をしていくという内容でございます。

○委員（尾崎信夫君） 今事前協議ですよ。この後、申請行為があるわけですよ。この手続はどういうような流れになるんですか。ちょっとちゃんと説明してほしいんです、これ。じゃないと、きょうの委員会の参事の説明聞いてると、東京都から全部受けて、それでよければ通します、よくなければ通しません、こんなことで果たしてこの墓地のこの宗教法人が永代にわたってずっとその管理運営できてくるのか、またどういう形で工事が始まっているのか。この流れはどういうふうに参加のほうではつかんでいらっしゃるんですか。市はどうやってやるんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 私どもも、先ほどから申し上げてございましたとおり、住民の方々の意見をどのような形で、東京都が指導という形での話をされるのか、そういった観点も踏まえまして、今の経営許可に関する届け出の受理、そういったものも踏まえまして、4月20日に固執するような話ではございませんので、当然そういった内容の中で協議扱いが調っていないような状況の中で、私どもがそれを受け付けるというのも、一つそれは問題点というふうには考えてございますので、先ほどの着手の問題も含めまして、ある程度の考え方を持った中では、当然協議等が調ってる考え方、そういった観点も踏まえまして、我々は、受理の方向で持っていくか持っていないか、その点を考慮していきたいというふうには考えてございます。

○委員（尾崎信夫君） 説明されてるのがよくわからないんですよ。要するに、東京都は（「まとめないと、まとめの答弁」と呼ぶ者あり）そう、ちゃんと結論が欲しいんですよ。どうやって、今東京都は事前協議してます。じゃ、市は事前協議してないんですか。いつ事前協議するんですか。いつ受理して、いつその審査をし、これで結論をいつ出すのか。どこに問題があってどうするのか、こういう事務の流れが全然見えないんですけど、こんなことだからこそ住民が不安がるのは当たり前のことですよ、これ。このまま行ったらふざけるなどという話になりますよ、これ。実力行使ということになりかねませんよ、これ。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） こういった中では、この東大和市のみならず、他市でも同様な案件がございます。そういった観点からは、我々もこの条例に対しての考え方、そういったものが、先ほどの地方分権の、地域戦略の考え方、そういったものから非常に問題的には東京都と私ども、そういったところとの当然指導の仕方が違うということは、本来あってはならないことというような観点がございますので、あくまで私どもは私どもの対応の中で、先ほどの永代的な部分を含めまして、財務諸表も勘案しながら許可申請に当たっての判

断をしていくということでございますので、我々のほうは、特段そういった観点を今は事前協議というところで東京都がおやりいただいているわけですから、それを引き継いでいくのが東大和市の考え方というところでございます。

○委員（尾崎信夫君） 事前のどういう形で市としては事前協議をし、そして申請をいつ受け付け、その審査をどういう形でやり、そして審査結果を出し、いつから工事が始まる。また、この墓地条例だけじゃないでしょう。宅地開発要綱に、街づくり条例にもかかわってくるわけですから、それをどうやってやらなきゃならないかという、この事務の流れがあるわけでしょう、ないんですか。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 事務の流れからしますと、今は事前協議という扱いです。それと4月以降は、私どものほうとして、今の墓地条例、我々の墓地等の経営の許可等に関する条例、そういったものの適用を踏まえました中でいく話になろうかと思えますけど、現況の今の東京都の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例に関しましては、4月20日が申請日という形でバックデートして、先ほどの説明会、標識の設置そういったものを事業主がやってるという観点からは、今の計画からすれば、4月20日には申請を東大和市にするといった観点で、次の4月21日に工事を着手したいといった内容で、この計画があるということで、我々もそういった観点から、今の条例に踏まえました中では、4月1日以降そういったところで、先ほどの法人の問題、そういったものも勘案しながら、許可するかしないか、そういったところを考えていくというところがございますので、状況的にはまだ予定という形になろうかとございますけど、今の話からしますと、そういった内容で進んでいくということでございます。ただ、それが計画どおり行くには、やはり先ほどの住民の方の意見についての指導、協議、そういったものが今後どのような動きになるか、それによっても変わってくるというふうには考えてございます。

○委員（尾崎信夫君） 済みません。これ、隣の小平市ではもう既に、小平市の墓地等の経営許可に関する条例の事前相談、どういうものをやれ、また事前周知はどういうことをやれ、経営許可についてはどうやって、これ、ちゃんとフロー図ができていますよ、これ、小平市では。うちの市は、こういうものはないんですか、事務の流れがこうなって、こうなって、こうなります、こうしていきますと。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 事前に、当然4月1日からという形になろうかと思えます。そういった観点からは、そういった手続上の問題、そういったものを含めて出していくことも当然必要かと存じますけれど、我々に関しましては、今規則を2月17日に制定したといった内容の中で、そういったものはつくってないというところがございます。

○委員（尾崎信夫君） これ、もうここで議論してもしょうがないので、市長はどう考えてるのか、この問題について、ちょっとこれ、ちゃんとあれですよ、もうきょうしかないわけだから、ちょっとその辺、説明もらえませんか、市長としての考え方、ここまですら何の結論も出せない。

○建設環境部長（並木俊則君） 今、尾崎委員のほうからいろいろお話を伺ってるところなんでございますが、具体的に私ども、結論を、何を出すという現時点で、何もこれを許可するとか、許可しないとか、そういう立場ではございません。それをまず理解していただいた中で、先ほどから4月20日、4月21日、いろいろな日程のことは出ておりますが、あくまでも事業者が予定してる、今の都条例に基づいた日程を予定として出してるわけでございます。

私どもが今後事務を引き継いでいく中で、それが最初にすべて決まった案件ということでは毛頭思っておりません。今後の、来週からも事務的な部分で引き継ぎ等してほしいという旨をお話ししてございますので、

その中で、東京都もいろいろと今審査がどこまで進んでいるのか、どこまでやっているのか、そういったところもいろいろ教えていただいた中で、じゃ相手の事業者の日程に基づいて、すべてに市が結論を日程どおり出すのかというと、そういうことでもないと思います。先ほどからいろいろなお話、出ております。造成のこと、開発のこと、あるいは宗教法人自体のこと、あるいは財務関係のこと、いろいろなお話が出てます。

そうしますと、今墓地のほうの担当は東京都の立川多摩保健所でございますが、そちらのほうも、宗教法人のことも違う東京都の部署から情報を得なければいけません。当然のごとく私どもも、宗教法人の事務というのは市の事務ではございませんので、市の中で担当部署があるわけではございません。そうしますと、そういったものも情報提供をしていただきながら、私どもの考えをまとめなければいけない。いろんな多岐にわたる部分のことが、この墓地については含まれてるというふうには承知しております。

そういった中で、タイミング的にこの権限移譲によりまして、ちょうどこの3月、4月にこの芋窪のメモリアル墓地の関係が出てきたということで、私ども市といたしましても、新しい事務だから東京都にすべて頼ってとか、あるいは東京都の指導に基づいてと、そういうことは思っておりません。当然のごとく、これだけの陳情が出てございますので、ここにもあるいろいろな陳情理由を私どもも先ほどからも街づくり条例で助言した部分でもございますので、そういったものと照らし合わせる、またここには具体的には文面でございますけど、いろんなものを、数字をもって確認しなければいけない、数字をもって指導しなきゃいけない部分というのが出てきます。そうしますと、尾崎委員がおっしゃったように、20日間云々とかというようなことで結論が出るようなこととは当然思っておりません。

現時点、何回も言うようですか、私どもこの場では、許可がどうするとか、造成のことをどうするとかというのは、現時点ではこの場では申し上げられませんが、当然のごとく、あと今月は2週間しかございませんが、いただける情報は東京都から早いほうがいいんで、準備に入り、当然のごとくいろんな角度から市としましては、1つの部署だけにとということではなく、いろんな関係するセクション、総力を上げてこの大きな課題に向かっていきたいというのが市の考えでございますので、現時点では具体的にこうだというのはお話ができない部分ばかりで申しわけないんですが、市の対応の仕方としてはそのようなことで理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 正直言って、この説明、たった2日間ですよ。たった2日間で、よく考えてくださいよ、これだけの1,500区画という大きなお墓をつくり、それがどうやって経営安定するかわからない。宗教法人側も1回しか出てない。弁護士が説明するからといって説明したんでしょうけれども、納得いく説明がないわけ。北側のあの斜面の擁壁はどうするかといったら、いや、それは、やれることはやりますだけで終わったりしてる。たったこの資料、何ページか知りませんが、この資料だけですよ。

これ、もし自分の隣にこういうものができるようになったらどう考えるんですか。たった2日間の説明で、看板建てられて、それで地域住民、一生懸命どうしようか迷っている中で、たった2日間の説明で問題があれば意見書を出せ、こんなことで街づくり条例にあるようなことができますか、これ。

○建設環境部長（並木俊則君） 私どもとしては、今説明会が2回で充足しているのか不足しているのか、そういうことでは全然ないと思っております。そういうような尾崎委員がおっしゃったような当然のごとく意見、お考えもありますし、ここでの陳情の内容もでございます。そういったことを一つ一つ精査していった中で、当然のごとく最後にありきはすべて許可ということではございませんから、いろんなことを踏まえた中で説明会

が足りないというふうな御意見、要望があれば、それを事業者と接触できる4月以降、それをきちんとしなければいけないというふうには当然思ってますし、個別な説明が必要だというような御意見があれば、当然のごとくそういうような指導もしていくつもりでございますし、そういったことを今踏まえた中で、いろいろ周辺住民の方のいろんな角度からの不安を取り除いた中でというのが私ども市の仕事だというふうに思っていますので、何でもかんでも事務的に、法令的に沿ったからって以前のことが多々あるというふうには承知しておりますので、今この段階では、どれもクリアしている部分というのは、まだ具体的に市のほうに示されている部分ではございませんので、一つもクリアしている部分というのはないというふうには考えてございますので、これからまだ、間に合わないということではございませんので、私どもが東京都から事務を引き継ぐ中で、今後私どもが、今東京都がやtingることを私ども市がやるということになりますので、それは重々認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） ぜひこれは4月1日以降しっかり審査してもらいたいし、ちょっと確認しておきたい。ともかくこの墓地の許可権限者は東大和市長でいいんですね。それとぜひこれは、もう市長ができればここへ来て、結論を出す前に来て、誠意を持ってこの話を聞いてほしい。何にも聞いてないんですが、いいんですかということ、これ、どう思うんですかね。

○建設環境部長（並木俊則君） この建設環境委員会の場で私が今お話ししていることは、私は市長の補助職員でございますから、市としてのお話でさせていただいておりますので、きょうのこの委員会の内容は、当然のごとく市長にきちんと伝えるというのは私の役目でございますし、先ほどからお話ししておりますように、これだけの重要な案件になったわけですから、市もそれなりのものを持って対応していくというのが考えでございますので、市長には、きょうのこの委員会でのお話はすべてお伝えをするということになります。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 本来なら副市長がいるはずなの、二役の1人がいなくちゃいけないのに来てないわけだから、市長が、ここに来てこの議論を聞くのが私は誠意ある立場ではないかと思うんですけど、その辺はどうなってるんですかね。

○建設環境部長（並木俊則君） 繰り返しになりますが、私ども、市長にはこのお話というのはきちんと伝えて、今後その市のいろいろな考えを市長として判断する一つの材料というふうな形になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） あと、厚労省から墓地経営・管理の指針というのが出てるわけですがけれども、この墓地については、当然この趣旨に沿って審査をするのかどうか、それをちょっと確認しておきます。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） その指針に従いまして、東京都も基準また条例等を定めてございます。そういった条例を我々は当然加味した中で、この墓地等の条例を制定したわけでございますから、大もとになるそういう指針、それに沿った形で指導していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） あと、小平市がこのようなフローをつくってます。うちの市もこういうものを明らかにしてくださいよ。だって、東京都から受けてそのまま引き継ぎますじゃ、余りにもそれは行政のこのやり方としておかしいんじゃないかと思うんですよ。当然事前に引き継ぐわけだから、事前に話し合いがあってしかるべきじゃないの、この1カ月前から、少なくとも。4月1日になったら移行します、そんな話じゃないで

しょう、これ。おかしくないですか、これ。そのためには、ちゃんとそういう明らかにわかるものをつくってほしいの。ただ条例だけ持ってきてこうです、はい、こうです。そんなものではないでしょう。住民の方のいかに安心させて、これはこうやっていきますよ。このようにしっかり皆さんの意見は集約して、しっかり審査しますぐらいのがなくちゃ、不安になって当たり前でしょう、これ。どうですか、これ。委員の皆さんもどうなの、これでいいの。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） そういった観点からも、先ほどから申しましてとおり、私どものほうでも、積極的にそういった観点を東京都と協議しながら、今お話のございましたとおりフローも含めた内容的なものも勘案しながら考えていきたいというふうには考えてございます。

小平市の例という形をお示しいただいた中でございますから、そういったものも勘案しながら、私どもの市に合った形の部分、そういったものも検討して、つくる方向で検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（二宮由子君） ただいま本件について、御殿谷議員から発言の申し出がございました。

お諮りいたします。

本件について、御殿谷議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

御殿谷議員の発言を許可いたします。

○19番（御殿谷一彦君） 大切なお時間、使わせていただきましてありがとうございます。

今聞いておまして、幾つかちょっと御意見と御質問させていただきます。

今2,500名を超える住民からの陳情書、反対意見の陳情書が出てるわけでございます。これに対して、市の当局としては、その住民の意見をとるのか規則だけでいくのか、何のための規則であるのか、住民を守るための、住民の健康を守るため、平和を守るための規則ではないのか、その辺のお考えを聞きたいと思います。

本当は、本来は住民から選ばれた市長にその辺のお考えを聞きたいと思いますが、その辺も含めて御検討をお願いいたします。

○建設環境部長（並木俊則君） 市といたしましては、先ほどもお話し申し上げましたように、この陳情の先ほど人数もふえましたが、2,593名の方の署名ということは、大変重要ということは当然思っております。そういった中で、今の段階で、この陳情のいろいろな趣旨、内容がございまして、陳情理由がございまして、こういったことも十分踏まえて、今後の事務にこの部分を私どもとしては、事務のほうで一つ一つ確認しながら行っていくということは、この場では申し上げられますので、当然のごとくこの陳情内容、陳情の皆様の考え、これは当然のごとく今後の事務に重要な部分というふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） よろしいですか。

○委員（尾崎信夫君） 休憩をしていただけませんか。

○委員長（二宮由子君） 議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 5時10分 休憩

午後 5時20分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（押本 修君） 委員長、この際、動議を提出したいと思います。

本件につきましては、陳情趣旨に、市へ許可申請の受理をしないように働きかけてほしいととれる文言があるために、採択は難しいというふうに考えます。

質疑を終了しまして、討論を省略して、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。また、建設環境委員会としまして、陳情者の陳情理由であります自然や景観に対する配慮、それから駐車場に対する十分な対応等、東大和市の墓地等の経営の許可等に関する条例及び施行規則に準ずるよう求める内容の決議文を添えることを提案したいと思います。

委員長においてよろしくお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（二宮由子君） ただいま押本修委員から、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

24第1号陳情 東大和メモリアル墓地建設中止を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま趣旨採択と決しました本陳情に基づきまして決議を行うこととし、決議の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 5時21分 休憩

午後 5時36分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（二宮由子君） 次に、24第4号陳情 「（仮称）東大和市桜が丘4丁目計画」について近隣住民の住環境に配慮ある開発を求める陳情、24第7号陳情 東大和市桜が丘四丁目地域住民の安全と環境の最優先を求める陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、朗読いたします。

24第4号陳情 「（仮称）東大和市桜が丘4丁目計画」について近隣住民の住環境に配慮ある開発を求める陳情

24第7号陳情 東大和市桜が丘四丁目地域住民の安全と環境の最優先を求める陳情

○委員長（二宮由子君） 朗読が終わりました。

質疑に入る前に、市側から資料の説明を求めます。

○都市計画課長（内藤峰雄君） （仮称）東大和市桜が丘四丁目計画の開発事業の手続について、机上にお配りさせていただきました表によりまして説明をさせていただきます。

上の段と下の段、2つのブロックがございますが、下の開発事業の手続の表を使いまして、現在この開発事業がどのように進んでいるかというようなところで説明をさせていただきます。

この箱の中が、左から開発事業者、市、都、市民等というふうになっております。それぞれ下のほうにいろいろ手続が進んでいくという形になります。

最初に、都のところをごらんいただきたいと思いますが、仮決裁▲とあり、その下のほうに開発許可▲、それから建築確認というふうに記してございます。この一番右の説明等の一番下をごらんいただきたいと思いますが、▲がついているものにつきましては、都市計画法第29条に規定いたします許可を要する開発事業について、必要な手続として入ってくるものでございます。したがって、開発事業者は、このような計画をした場合、まず東京都のほうに相談に行き、こういう開発をしたいというようなことを進めながら、市の街づくり条例に基づく手続も同時に進めていくということになっているという形でございます。また、開発の許可とあわせて、先ほどありましたように建築確認といったものもとるような形になります。この開発事業が、区域が広いということがございまして、この開発区域の中に道路を築造するという平面開発、一般的に平面開発といいますが、平面開発をし、街区をつくった上で、共同住宅と高齢者住宅をつくるという3つの事業が入ってまいりますので、その最初に平面開発の許可を取り、それに基づいて建築確認もとっていくという、東京都に対して2つの行為を行う事業になっているということで、簡単に説明させていただきました。

それでは、今手続上どの地点にあるかといったことをこの表で説明させていただきます。

初めに、開発事業者の①を見ていただきたいと思いますが、開発事業届出書の提出というふうにございまして、これは市のほうに街づくり条例に基づいて平成23年12月27日に届出書が提出されました。

次に、②の標識の設置、これは先ほど申し上げました平面開発の部分です。全体の区域の中に道路をどのような形に入れるというような部分です。街区を形成する部分の平面開発の部分の開発の標識設置が平成24年1月5日に行われました。それから、共同住宅と高齢者住宅に関する標識の設置につきましては、24年の1月10日に行われました。

その下の③です。その後、近隣の住民の方たちへの説明会が開催されております。平面開発のほうの説明会につきましては平成24年の1月15日、共同住宅と高齢者住宅につきましては24年の1月22日に実施されました。

その下の④になりますが、この説明会等の報告を市が受けております。平面開発につきましては24年1月25日、共同住宅と高齢者住宅の説明会の内容につきましては1月30日に受けております。

それに基づきまして⑤として、市が開発事業者に助言をするという項目がございます。これを平面開発につきましても、市は1月27日です。共同住宅と高齢者住宅の内容につきましては1月30日に行っております。この助言と申しますのは、ちょっと助言という言葉が重く感じるかもしれませんが、各課にこういうものをつくりますよといったような計画で相談が回ってきますので、それに対してどういうことをやっていただきたい、道路であれば拡幅をしてほしいんだとか、雨水排水についてはこうしてほしい、下水の排水はどのような形で接続してほしいといったようなことを述べるもので、そういったことをもとに、協議をしていくという内容に

なっております。

それを受けまして、現在はここまでのことになっておりまして、その下に⑥、開発事業者のところの⑥でございますが、開発事業の協議申請書を市に提出するようになっておりますが、現在その直前のところで今を迎えているという状況でございます。

それと、済みません、もう1点、東京都のところに仮決裁がございます。先ほど都市計画法の規定に基づく許可を受ける事業でございますので、その仮決裁が平成24年の2月23日におりております。これは、この後、開発許可の申請というのが正式に行われまして、都のほうで基準に基づき許可ということになる手続が進むわけでございますが、それ以前に、市の街づくり条例に基づいた協議を進めたり、協定を締結する上では、ある程度ブロックと道路の位置づけとか形状が確定していかなければ、その先の計画が立たない。どこにどういう建物を建てていいか、建築確認をどのような形でとるかといったことが、計画ができないということがございまして、相談を東京都のほうに持ちかけ、東京都のほうでも、このような形であれば許可がおりるといような見通しを立てて、仮決裁をおろしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

○委員（床鍋義博君） 今市民等のところが説明をされてなかったんですけども、市民等の意見要望というところが、この④のちょっと上の報告のあたりに矢印がされているんですけども、この市民の意見要望というものは、街づくり条例に基づくものとか、そういう例えばもちろん今回陳情に上がっているとおり、すごく住民に密接なことなんですけれども、それを市のほうに上げるというような矢印がどこにもないんですけども、そういったことはないんでしょうか。こういう住民の意見を酌み取るというような、そういうような手段ですか、そういったものはないんでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 条例の規定では、この開発事業の手続に入ってから、市民、近隣の方たち、そういった要望を直接、市に提出するという手続上の位置づけはございません。ただ、説明会の中で開発事業者がいろいろ要望や意見を受けますので、そういったことは報告の中に一緒になって市のほうにも上がってくるという内容になっております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） そうしますと、事業者のほうから、例えば住民のほうから異議がすごく上がったとかということがちゃんとすべて明記されていればいいんですけども、そうじゃない場合にどういうふうに、市としてはその報告書を丸のみしちゃうわけですかね。事業者がこういうふうになって、全然協議、問題ありませんでしたよみたいな報告書が来たときに、実際にはそういう問題がかなり住民の方から挙げられたときに、そういったところは違ったときにどういうふうにそれを担保したらいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 大体このような説明会が行われますと、住民の方たち、事業者とのやりとり以外に、市のほうにも問い合わせがございます。その中でいろいろと御意見を伺ってますし、上がってきた報告書と今までも相違があるようなことはございませんでしたので、それは把握できてるというふうに感じております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） じゃ、今回も、市のほうには、そういった意見要望というのは上げられてるとい認識

でよろしいですか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 今回2件の陳情をいただいておりますけれども、この方たちからも市のほうにも意見が届いてますし、それ以外のところからもいただいております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 先ほど、じゃ⑤のところの助言というところが、各部署にこういうことがありますよみたいなことを知らせるといって、ちょっと文言と違うみたいなニュアンスでおっしゃられましたけども、その住民からの意見を受けて、それに基づいての助言ということではよろしいんですか。それとも、それは全然別の段階でしんしゃくするという形でよろしいんでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） この助言につきましては、市の開発事業基準に基づいたり、他の緑化基準に基づいたことが主になります。ただ、それ以外に開発の協議をここから進めていくことになりますので、当然のことながら結果として周辺住民がお考えのようなことと同じことを助言しているところもでございます。基準以上のことを市からもお願いしているといったのが実情でございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） ちょっと今重複するかもしれない、違う形でちょっと聞きたいんですが、この開発業者のほうから④で報告というのがありますけれども、この報告書の中に、今回陳情に出ている問題点等が市民から説明会であったとかなかったとかというのは書かれているんでしょうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 今回陳情で出ています陳情理由等に書かれている内容につきましては、説明会等でも質問が出ており、事業者からも上がってきておりますし、先ほど申し上げましたが、市のほうに直接住民の方からこういう問い合わせをいただいております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） いや、私が聞きたいのは、市民は、確かに問題点があるので、事業者に対して何かを言いたい。だから、こういうものを出すんであって、事業者側が、その周辺住民、市民の声を聞いているかどうかという部分で聞きたいんですけれども、それが上がっているという話ですが、それに対してどう対応するかというものは、その報告書には答えとして書いてあるんですか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） この時点の報告につきましては説明会を行った時点でどういうやりとりがあったというところまでのものでございます。この後に、市との協議によりまして、いろいろ出てる意見に対して、主には市が助言した内容になりますけれども、それに対して協議を進めていく。その中には、近隣住民の方から出ている意見、こういった意見も出てますけれども、それに対してはどうですかというようなことを含めて、市は協議をしてみたいです。ですから、この時点で対応できるかどうかといった回答までを得ているものではございません。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） それに対して助言ということで行ったということですが、市のほうからこの陳情以外でも市民からいろいろと文書が来るといって話ですけども、その書いてあったものを助言でこの開発業者に伝えて、この開発業者はその後どういったことをしようということをお答えされてるんですかね。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 先ほども申し上げましたが、市が協議をしていく内容といいますのは、開発事業基準の基準にのっとった形で施設整備をしていただくとか、それ以外に市が抱えている課題に対して、どういったことができるかといったものを協議していくということで、市民の方、近隣の方からいただいている要

望をそのまま伝えて、それに対してそのとおりに行うようにという協議をするものではございません。ただ結果として、市民の方から出ている要望と同じことを伝えていることもございますので、それは現在協議中でございますので、今ここでどこまでのことができてるかといったところは、すべてお答えすることはできない状況でございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 協議中ということでは、そこはそこでいいとしますが、では市民からそういう話が出てくる内容で、市として助言をすべき内容以外のものは伝えてないという認識でよろしいんですね。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 助言は助言として伝えておりますし、市民等からいただいている要望も、こういうお話も出てますけどということでは伝えて協議をしております。話は伝えてるということです。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 申しわけない。答弁の中で先ほどから、市として行ってほしいものの中に、市民から言われている内容もあります、それに対して伝えていきますという言い方、その言い方だと、市民から来た内容も全部伝えているのか、それとも市として伝えたいところだけ、たまたま市民から言われた内容も市として伝える部分に入っているから伝えてますということなのか、それって大きな違いだと思いませんか。市民からは出ているけれども、たまたま乗っかってるから、市が言ってるところに市民からの案件も乗っかってますという話で伝えてるというものと、いやいや、違いますと。市としていうべきこともあります、市民からもこういう苦情が入っている、その件は別個だけでも、しっかり伝えてるということなのか、どちらか、どの立場にいるのか、それをお伺いしてるんです。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 当然、市として助言することプラス市民の方からもこういう意見が出てますよ、話は伝わってますよというようなことで、例えば説明会、全体的な説明会をまだ続けてほしいんだということを受けてますよというようなことまでも伝えております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） ありがとうございます。最後の確認なんですけど、協議の結果、やはり問題があるということであれば、再度住民説明会、そういったものが開かれるという認識でよろしいんでしょうかね。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 説明会については、一応条例に基づく手続については踏まれてきております。それと、全体の説明会はこの後されていないようではございますけれども、個々には説明会をしてるという報告も受けており、その内容について報告も受けております。そういったことがありますので、今後の協議の中でこれ以上説明会を求めるといったようなことは、一応手続上の、手続が済んでるということとして、そこは判断が難しいところもありますけれども、要望として説明を尽くしてくださいということは言えますけれども、しなくてはだめだという言い方はできないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） なるほど。そうすると、決まった回数、説明会をされれば、住民からの意見を取り入れようが取り入れなからうが、手続上問題がないから、そのまま施工というか工事が着工し始めてしまうというお答えでよろしいんですか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） この開発事業につきましては、都市計画法、建築基準法に基づいた形で設計をし、なおかつ市の街づくり条例に基づく開発事業基準に基づいていろいろと協議をしております。そういった中で基準に満たされている場合、その事業を、それをもってきちんとできているものについて、ストップをか

けるといったことは非常に難しいというふうに考えております。ただ、要望がある中では、できるだけ要望に応じていただきたいという協議を尽くすというのは市の大切な役割だというふうに考えておりますので、その辺は尽くしているつもりでおります。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） いや、役所が云々ではなくルールです。ルールの中でその説明会を行って、住民説明会、終わったと、回数もこなしたと。その中で開発の申請をします。それで、市としては、市民ですよ、市民の方からこういうような声が上がっても、もう説明会、終わってるからいいですよということになっていくのか。だめだとは言えないというのはわかりますけれども、市民からの声ですから、そういう意味では、役所としても、やはり今後、何十年、何百年というふうに皆さん、近隣で生活していくわけですよ。その初めが、けんかから始まっちゃったらという話じゃないですか。そういう部分で市としてこのとおりになってるからじゃなくて、もう少し開発業者に周辺住民と話をしなさいとか、そういったことをもっと強く言ってやってくれなかったら無理ですじゃなくて、やらせるような気持ちぐらいのことはないんでしょうかっていうことを聞いてるんです。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 今までの開発事業についてもそのような姿勢で市は当たっております。説明を尽くしてくださいということを事業者に伝えております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） わかりました。じゃ、その気があるということですね。（内藤峰雄都市計画課長「はい」と呼ぶ）わかりました。じゃ、いいです。

○委員長（二宮由子君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（森田真一君） これは、住民の方々からも、要望、多分出てるんだと思うんですけども、この1つの開発の中に、平地の開発と高齢者の住宅の開発と2つが共存してるわけですけども、ばらばらにやってるために日照の関係の説明だとか、食い違う説明がされていて、それを住民の方たちが発見しておかしいんじゃないかというようなこと、そういうようなやりとりもあったなんていうように聞いてるんですね。それで、そういう話が実際あったのかどうかというの、何かお聞きになられてますか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 最初に、全体計画、平面開発を主にした全体計画の説明が行われ、その後、建物の説明が行われたということで、その建物の説明会のときに、建物建設以外の全体の道路の形態だとか、そちらのほうに話が及んだときに、その全体計画の内容については、すべては把握できていないということが説明会で述べられたために、そういう不満が出たということは伺っております。

ただ、その後、建物について、先ほどの日照の件でございますが、日影の件につきましては、個々に具体的な例を示しながら説明することのほうが好ましいという事業者側の判断もございまして、個々に説明を行ってるといっても聞いておりますので、そのような形で説明を尽くしてくださいということを市からは伝えております。

以上でございます。

○委員（森田真一君） それからあとは、これは近隣住民だけに限らない影響だと思うんですけど、そもそもこの地域でこの間本当に急速にマンションを立地してるという中で、この市の南西部の近辺である——例えば学校ですとか道路もそうでしょうし、保育園なんかも、非常にキャパが足りなくて困難してるというようなことも出てるんじゃないかというふうに思うんです。私も、保育園の関係なんかはちょっと調べてみると、それ

こそ極端な言い方すると、ベビーホテルでさえ見つからないぐらいこのあたりでは大変なんだなんていうお話も伺ったりとかして、そういう周辺との関係で、この地域にこういう大規模な住宅ができていくことをどういうふうにもコントロールしよう。この陳情の中だけだと答えられないかもしれないんですけども、やっぱり気になるんですよね。そこら辺のところは、何かそういうこととの関係ではどういうふうにとらえていらっしゃるんですか。

○建設環境部長（並木俊則君） 私ども、開発の場合、それが大規模であれ、規模が小さくても、私ども開発の担当者だけでなく、各かかわりを持ちます部署がございます。そういった部署も含めまして、いろいろな対応をするような組織体系になっております。今、森田委員おっしゃったような桜が丘地域については、市の南西部で人口がふえているというところの顕著にあらわれてる地域でございますので、今おっしゃられた学校の関係あるいは保育園の関係、子育ての関係の施設、そういったものも含めまして、私どもは、市全体としていろいろなものの施設あるいはいろいろなものの計画を考えた中で開発のほうの協議も臨んでおりますので、今のお話の中の部分については、市全体として、各部署がそれぞれ個々に対応するのではなく、私ども、まとめの部分の開発がございますので、各セクションの計画等も考えた中で、市としては対応しているということで御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 今、地面の上の話ばかりしてしまって、目に見えるところばかり言ったんですけど、一番私が気にしてるのは、この間、南街地域の溢水対策もずっと市が頑張ってやってこられたという経過の中で伺ってるのは、この桜が丘のほうからだんだん市の北東部のほうに水が流れていくような地形上の関係になってるんで、そのもとのところで雨がどんどん降ってくると、後のほうで処理するのは非常に大変なんだというようなお話も伺ったかと思うんです。それとの関係なんかも含めて、事業者がコントロールできないわけですよね、そういうのっていうのは、マンション、建っちゃったら今までよりもそういう水が浸透しにくくなるとかいうのは、これはもう避けられないわけですからね、ちょっとそういうようなところなんかも含めて、事業者ともよく話してほしいなというふうに思います。

○委員長（二宮由子君） 御意見でよろしいですか。

○委員（森田真一君） はい。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（床鍋義博君） 小学校についてなんですけれども、駅前で大規模な土地、約800戸くらい建ったときの、あのとき二小なんかは、事業者が、要はお金を出して、学校を増築したという話があったと思うんですね。今回そういったことは、そのことについて事実かどうか。それは、市から要請したのか、それとも事業者側から申し出されたのかということと、もしそういうことが事業者のほうから申し出たあるならば、今回はどうだったのかなということ等をお聞きしたいんですけど、いかがでしょう。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 最初に、以前の開発の協力の件でございますが、そちらにつきましては、二小学区でございまして、教室が足りないということがありましたので、開発、当時はまだ開発指導要綱でございましたけれども、その中で協力をいただきたいということで、増築に係る部分で協力をいただいたという経緯がございます。過去にそういったことはございました。

今回でございますが、今はそれぞれの課の助言という形で、先ほど部長からもありましたけれども、保育であったり学校であったり、東大和市、この市の市域の南において非常にそういう施設が足りてない状況ですか

ら、御協力願いたいということを投げかけてございます。協議中だということでございます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかの委員の方は、御質疑はございますか。

○委員（関野杜成君） 陳情、これ、2件とも見ても、やっぱり話し合いがされてないのかなってというふうには感じてるんですけど、市側としては、その陳情が出たり、または陳情ではない意見というか、そういうのがそちらに来てる中で、どの部分が問題だと思いますか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 開発等の計画が出た場合、一般的にという言い方も変ですが、大体近隣の方たちからはいろんな御意見をいただきます。そういったことを説明会等の中だけで、すべて理解をいただくというのが難しいということもございますので、その後、何回か説明を尽くしていただいて、ほとんどの開発が進んでいくという経過がございますので、ここについても同じような進み方をしたいと思います。また、街づくり条例が施行されてからは、早い段階でこういった計画が表に出ることになっています。そのために、今まで、条例がなかったときには、こういった計画というのが、事業者事前に説明の義務もございませんでしたので、既に設計等細かいことが決まって、確認等がおきたときに、看板を設置されたことによって気がつく、そこで初めて知って、いろいろと紛争になるといったことが多かったわけでございますが、この条例施行後につきましては、早い段階から、今回の場合で言いますと、大規模開発の事業の手続から、構想から周辺の方たちにお知らせをし、説明をしてきているということがございます。そういった中で、やはり余にも規模が大きいということでもいろいろと御意見をいただいています。また、この地域が工業地域といったようなこともございまして、ほかの住居専用地域と違った環境にもあるということもございまして、いろいろと御意見いただくことが多くなっておりますけれども、それは開発が発生した地区地区によっていろんな課題がございますので、市といたしましては、そこで抱えている課題等をできるだけ事業者に御協力いただいて、皆さんの気持ちも酌んでいただくような計画としていただくように協議を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） あと1点だけちょっとお伺いします。

24号第7号陳情の陳情理由のところの5番、6番、5番に関しては以前から大分土壌の除染工事を行っていたのは私も見てました。それに対してこの6番のところなんですけれども、先月まで10年近く駐車場用地としてアスファルト舗装されていましたが、このたび舗装が撤去されました。これに対してはメッシュ工法で土壌汚染の調査をしてるというふうになってますが、これに対して市のほうに結果等が来ているのかどうか。来ているのであれば問題があったのかなかったのかお伺いしたいんですけど。

○建設環境部参事（乙幡修爾君） 東京都の環境確保条例と土壌汚染対策法による手続を踏まえた中での経過に関しましては、私ども、情報としては得てます。ただ、どんな内容かというところは、情報提供の範囲内での話ということで、正式にすべてが来てるというわけではございません。

以上です。今回は来てないということです。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 5番の内容ですね。どのくらいの量の値が検出されたかとか、そういったことは、これ、都のほうからすべて市のほうに情報伝達される仕組みにはなってございません。それを問い合わせすれば、そういったことがあったという、どの程度だったというふうなことを聞くことができますけれども、現在の法令等の仕組みからいいますと、東京都の事務ということで都のほうで対応している内容でございますので、数字等を市がリアルタイムで把握してるということではございません。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） メッシュ工法のほうは。

○都市計画課長（内藤峰雄君） この調査方法について、問い合わせをした中で聞いたことでございますが、開発区域全体を30メートルメッシュで切って、調査をしたということで、全体の調査を終わっているというふう聞いております。なおかつ、対策を終えているということも伺っております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 終わっているというものしか来てないということですか。実際そこに問題があったのか、なかったのか。問題がないんだったらこの数値だったとか、そういったものというのは来てないということですかね。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 先ほど参事から説明もありましたけれども、まずこの開発事業に当たりましては、株式会社ぎょうせい、土地の所有者が土地を売るというようなことから、環境確保条例に基づいて報告を出しています。その後、その中に土壌汚染があるということが判明しましたので、東京都と相談し、土壌汚染対策法に基づいて申請をし、調査をし、この結果を東京都に報告しております。それに基づいて、土壌汚染対策法に基づく要措置区域というものに指定され、そこで汚染の除去を行いましたので、その区域の指定を東京都が解除したということで、市のほうで問い合わせをしたところ、そのように東京都から説明を受けております。以上です。

○委員（関野杜成君） 済みません、ちょっと話がかみ合っていないみたいなんですけど、それ、今言われたのは5番のところですよ。この7号陳情の5番のところに対して東京都がそういうふうに行ったから除染を行ったということなのか、それともこの6番というところ、これが結局先月まで10年間という話でしたから、そこまでこの除染しなきゃいけないというのが、東京都のほうで区画として入ってるのかどうか。

○都市計画課長（内藤峰雄君） ちょっと言葉が足りなかったと思いますが、この6番の駐車場に使っていたところも含めて、メッシュで調査をしているということでございました。それで、ここについては、除去するような状態じゃなかったということで、除去する必要があるところについての対策はすべて終わったということで処理されているという報告を受けております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） それは、終わったという報告を受けただけで、問題ない、数値がこれだから問題ないとかって話は聞いてないということよろしいんですね。

○都市計画課長（内藤峰雄君） 東京都の多摩環境事務所では、出てきた数値、とった対策を見て、汚染の除去が行われたということを確認し、指定を解除したというふうに言っておりますので、そのように判断してるといふふうには考えます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

○委員（関野杜成君） やっぱり数値とか、そういうものになってくるのかなと思うんですよ。市や都が問題ない、はい、解決しました、じゃそこを区画、外しますって言ったって、やっぱり周辺に住んでいる方は実際一度それをめられたわけですから、問題があるということで、それがきれいになったから、はい、問題ありませんだけじゃなくて、やっぱり数値が以前はこうだったけれど、改良したことによってこうなったというようなことをやはり話さないとな納得いかないですよ。そういう部分に関して、やはりもっと正確にというか、そ

ういうことを業者に、やはりそういうふうにしなさいということを行うのが役所の役目であって、それが、そういうふうには東京都からオーケーが出たからという、そこから先何もやらないじゃなくて、やっぱりなるべくそうやってやっていくっていう気持ちを持ってほしいんですけども、その件について教えてください。

○建設環境部長（並木俊則君） 今この陳情の中で、今、関野委員がおっしゃったように、より詳しい説明をしてもらいたいというような周辺住民の方の御要望であれば、そういうような旨を当然、数値を持っているところの東京都あるいは事業者も当然承知している部分でございましょうから、そういったものの説明は、きちんと要望されている住民の方にはしてほしいということは伝えられますし、それをまた逆に事業者のほうにはやっていただければというふうには思います。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） この陳情者、中止を求めているわけじゃないんです。一緒に住んでいこうということをお願いしているんです。その中でどのようにやっていこうかというふうにやってるわけですから、やはり市民が意見を出す。だけでも、業者に市民が伝えても、業者側はそれを受け入れないであれば、やはり市役所としてそういう市民の声を業者に伝えるということを今後行っていくというふうには、今、建設環境部長に言っていましたので、その気持ちを込めて今後もやっていただきたいんですけど、再度やります、やりませんみたいなことでもいいですからお答えください。

○建設環境部長（並木俊則君） 開発事業については、私ども担当者も含め、各関係の部署も含めまして、より周辺の住民の方あるいはそこに今後新しく住まいを求められる方、そういう市民の方、分け隔てなく皆さんが、今、関野委員がおっしゃったように、その周辺区域がよりよい住まいであることが望ましいわけでございます。このような開発に伴って、数値等のことで説明をできる範疇で求められた場合は、常にそのことを関係部署に伝えるとともに、今後もそのようなことは、常に担当者のほうも考えを持ちながら対応はしてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに。

○委員（根岸聡彦君） 4号陳情、7号陳情、両方とも陳情者のほうからは、今回のこの開発に対して、その開発地域が、防災基地としての機能が発揮できるようにというような願いが込められていると思います。近くに東大和南公園がありますよというようなお考えもあるのかもしれませんが、そこにたどり着くまでの、やはりその開発地域の中に住まわれている方々の安全を確保するという観点から、開発における防災の観点というのは、その住民の、近隣の住民の意思というものが反映された開発内容になっているのでしょうか。

○建設環境部長（並木俊則君） 防災基地とか防災拠点という定義が、私どもの地域防災計画、これは担当セクション、私どもじゃないんですが、そういった中で定義づけされてる部分ではないというふうには私どもも考えてまして、その中で今防災のほうも今回のこの桜が丘四丁目の開発の計画に当たって、防災基地というような計画というのは、担当のほうでは持ってないと思います。そういった中でありますが、先ほどもお話ししましたように、市全体の中でのいろいろなこの地域での課題もありますし、市としての考えもございまして、当然今、根岸委員がおっしゃったような防災的なもの、何か事業者のほうに求められないかという項目は、私どもも持っておりますので、当然担当部署の防災安全課のほうも協議の中に入っておりますので、そのような結果は、どういうふうな形になるかわかりませんが、防災的なことも今後協議の中で詰めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ほかに質疑ございますか。

ただいま本件について尾崎利一議員から発言の申し出がございます。

お諮りいたします。

本件について、尾崎利一議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

尾崎利一議員の発言を許可いたします。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。私は、この地域については、委員長も含めて多くの議員が、子供たちの安全ということで、道路事情のことも含めて繰り返し取り上げられてきた中で、これだけのキャパのある開発が行われるということについては反対なんですけれども、とりわけきょうの陳情が出された住民の方々のお気持ちというのが、私は、3回この間この住民説明会に出席をしまして、よくわかると思いますか、こういう陳情が出されるのは当然だというふうに感じていますので、そこら辺についてちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど御説明ありましたように、10月末に土地利用構想の説明会が行われ、それから1月15日ですか、戸建てのところの説明が行われて、21日の夕方に高齢者住宅とマンションの説明が行われたわけですが、10月末に土地利用構想の説明が行われたときの出席者は、野村建設とセンチュリーライフと、それから武本測量の3者で説明が行われました。それから、1月15日のときにもその3者で説明が行われました。21日については、長谷工コーポレーションだけが出席をして、この2回の説明会は行われています。

それで特に、その土地利用構想のときはともかくとして、その後、開発に入ってから説明会については、平場の、戸建ての説明については戸建て部分だけの説明が行われる。戸建ての説明のときには、1枚の紙だけが配布されて、説明がされました。それから、高齢者住宅の説明のときには、高齢者住宅の計画だけが配布をされて、これが説明をされる。そして、マンションについての説明については、マンションの計画だけが配布をされて、説明がされる。それぞればらばらに説明が行われています。

先ほどちょっとやりとりありましたけども、私は出席したのでわかるんですが、マンションの計画の説明会のときに、桜が丘四丁目のこの地域は午前9時になると日陰じゃなくなりますという説明があったんですが、そのときにマンションのこの日陰、日影図しか配布されてないわけですね。ところが、出席された方が高齢者住宅の説明会にも出ていてそんなことないじゃないかと。9時以降は、今度は高齢者住宅のほうも日陰になっちゃうじゃないかということで、ばらばらにやられて、実際の実害すら確定できないという状況のもとでの説明が行われている。

それらの説明を通じて、やはりばらばらでは全体像がわからないではないかと。日陰の問題、もちろんそうですし、それから特に交通事情の問題です。これについても、警察の指示に基づいて交通量調査を今後やりますという説明がありましたけれども、その結果についてもどうなるのか、その結果も踏まえて全体としての説明が行われるべきだという要望も出されましたけれども、これももう説明会はやりませんということになってるんです。

私としても、そこら辺の問題、市側にも伝えて、先ほど答弁ありましたけれども、市側からも私との話の中では、1つの開発として市もみなしていると。だから説明も、やはり一括した説明は必要だということで、市

からも、この野村不動産等のほうに話が行ってると思いますが、現状ではそういうこともまだやられていないというのが実情なんです。このようなばらばらな説明をされて、しかもマンションと高齢者住宅の説明のときにはもう長谷工コーポレーションしかいませんから、区画全体をもう少しこう変える必要があるのではないかという質問をしても、長谷工コーポレーションは答える立場にない、答える立場にある野村不動産はそこに出席していないということですから、私は、これは住民の皆さん、納得できないのは当然だというふうに思います。その点で今、議会がこの陳情を採択していただくということになれば、これは、この開発を進める事業者にとっても、それからそこと話し合う市にとっても大きな意味を持つと思いますので、ぜひこの陳情を採択していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（二宮由子君） 意見でよろしいですか。

○3番（尾崎利一君） 意見でございます。

○委員長（二宮由子君） 質疑ではなく意見でよろしいですね。

○3番（尾崎利一君） はい。

○委員長（二宮由子君） ほかに委員の方は御質疑ございますか。

○委員（押本 修君） この際、動議を提出いたします。

この件につきましては、24第4号陳情、そして第7号陳情、この2件につきまして、質疑を終了しまして、討論を省略して、趣旨採択として直ちに採決することを望みます。

委員長におきまして、よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（二宮由子君） ただいま押本修委員から、質疑を終了、討論を省略し、24第4号陳情及び24第7号陳情のいずれも趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおりに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

24第4号陳情 「(仮称) 東大和市桜が丘4丁目計画」について近隣住民の住環境に配慮ある開発を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

○委員長（二宮由子君） 採決いたします。

24第7号陳情 東大和市桜が丘四丁目地域住民の安全と環境の最優先を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

○委員長（二宮由子君） これをもって、平成24年第1回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午後 6時34分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 二 宮 由 子